

長野県本人確認情報保護審議会議事録（2008. 4. 9）

○ 出席委員

栗林正清委員、神戸美佳委員、関聡司委員、堀内征治委員、金子春雄委員

○ 県出席者

浦野昭治総務部長、望月孝光企画部長、春日良太市町村課長、百瀬清情報統計課長、
太田順造国際課長 ほか

（司会）

ただいまから長野県本人確認情報保護審議会を開会いたします。

私は本審議会の事務局を務めます長野県総務部市町村課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。後ほど、会長が選任されますまでの間、私が進行を務めさせていただきます。

初めに、浦野総務部長からご挨拶を申し上げます。

（浦野総務部長）

それでは審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

まず、委員の皆様方にはお忙しい中、審議会の委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと存じます。

ご存知のように住基は、平成14年8月から運用を開始し、6年目に入っております。これまでシステムの事故や大きなトラブルはございません。順調に稼働いたしております。本県では、本年の1月でございますけれども、審議会のご意見に沿ったセキュリティ対策を講じながら5つの県の事務で利用をいたすことといたしました。今日はその利用状況のご報告を申し上げた上で、今後の新たな利用方針等につきまして、ご審議をいただく予定といたしております。よろしくお願ひをいたしたいと存じます。

委員の皆様方には、その豊富なご経験や高い識見によりまして、是非忌憚のないご提言、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

（司会）

本審議会の委員にご委嘱申し上げます。本日が初めての審議会でございます。委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと思います。お手元にお配りしてございます名簿に従いまして、栗林委員さんから順次自己紹介をお願いいたします。

（栗林委員）

栗林正清と申します。長野市で弁護士を開業しております。よろしくお願ひいたします。

（神戸委員）

神戸美佳と申します。松本市で弁護士をしております。よろしくお願ひいたします。

(関委員)

関聡司と申します。楽天株式会社から参っております。前期からの引き続きということで参加させていただきます。主にセキュリティ対策の関係のことを見てまいりました。よろしく願いいたします。

(堀内委員)

国立長野高専の堀内でございます。この度委員として参加させていただくこととなりました。どうぞよろしく願いいたします。私は電子情報工学科にも所属しております、主にソフト開発を担当しておりますけれども、こちらの関係でお世話になっていると思います。どうぞよろしく願いいたします。

(金子委員)

塩尻市の金子春雄と申します。よろしく願いいたします。今までは市町村で利用する立場に関わらせていただいております。セキュリティについてもLANも最初から携わっておりますので、ご意見等申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。ここで誠に申し訳ございませんが、総務部長は所用のため退席させていただきます。申し訳ありませんがよろしく願いいたします。

続きまして、本日出席しております県の職員を紹介させていただきます。

まずは、企画部長の望月でございます。

総務部市町村課長の春日でございます。

企画部情報統計課長の百瀬でございます。

観光部国際課長の太田でございます。

審議に入ります前に、本審議会の会長の選任をお願いしたいと思います。お手元の資料1をご覧くださいと思います。2の組織の(3)にございますとおり、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例第7条第1項では、本審議会に会長を置き、委員の互選により選任することと規定されております。会長の選任につきまして、ご意見がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

(堀内委員)

メンバーの中で見ますと、長野県の個人情報保護審議会の会長もお務めになられておられます栗林委員が適任ではないかというように思いますので、私の方から推薦させていただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

(司会)

ただいま、堀内委員から栗林委員が会長でいかがでしょうかという提案がございましたけれども、他の委員の皆様、いかがでしょうか。

(各委員)
異議なし。

(司会)
異議がございませんので、栗林委員に会長をお願いしたいと思います。栗林委員はお手数ですが、会長席にご移動いただきたいと思います。
それでは一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

(栗林会長)
ただいま、会長にご推挙いただきました栗林正清でございます。委員の皆様のお力をお借りいたしまして、本審議会の円滑な運営と会長としての責務を全うしていく所存でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

(司会)
これ以降の進行につきましては、条例第8条第1項の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(栗林会長)
それでは議事を進行させていただきます。終了は12時くらいを予定しております。限られた時間ではございますけれども、実り多い審議ができますように皆様のご協力をお願いいたします。

まず、審議会の公開・非公開の扱いについてですが、これまで資料2の傍聴要領のとおり扱ってきております。審議会は原則公開といたしますけれども、本人確認情報の保護を図る上で支障があると認め非公開とする場合は、その都度委員の皆様にお諮りして、決定していきたいと思っておりますのでよろしくご了承ください。

それでは会議事項に移らせていただきます。会議事項1の「本人確認情報の利用状況について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

(市町村課 田中企画幹)

事務局の市町村課企画幹の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは資料の5ページをお開きください。資料3の「本人確認情報の利用状況について」でございます。先ほど部長からもご挨拶申し上げましたように、1月の7日から利用を開始させていただいているわけでございますけれども、それにつきましての報告をさせていただきます。

まず、本人確認情報の利用についての住民基本台帳法の規定についてでございますが、法第30条の8第1項におきまして、都道府県知事が利用できる事務を規定してございます。その第1号で「別表第5に掲げる事務を遂行するとき」とされておきまして、この別表第5につきましては、7ページをご覧くださいと思います。ご覧のとおり32の法律の事務となっております。他県では既に多くの事務に利用しておりましたが、本県といたしましては、いくつかの基準を設けまして事務を選定しました。

一つ目といたしましては、利用見込み件数が多い事務であるということ、それから二つ目といたしまして、既に利用している県が多い、三つ目としましては、初めて本県で利用するわけですので、県庁内の端末のみで利用可能な事務であることなどを考えまして、この状況欄に○印がございます恩給法に関する事務以下5つの法律に関する事務につきまして、本年1月7日から利用を開始しているところでございます。

それでは5ページへ戻っていただきたいと思っております。その利用に当たりまして、2にございます業務端末の設置状況でございますけれども、この5つの事務を利用するにあたりまして、指紋認証を導入した専用の端末機を県庁内に2台設置させていただきました。それから3にございます操作者識別カードにつきましても、事務担当者6名を登録して管理しているところでございます。4の利用状況でございますが、1月7日から3月31日まで、B欄の合計979件となっております。A欄の申請総件数でございますけれども、この3つの法律の事務につきましては、免許等の取得申請の件数となっております。そのときに住民票の写し等を持参する方が多くいらっしゃる、住基ネットによる本人確認の利用割合が低い状況となっております。

次のページをご覧くださいと思います。(2)のセキュリティ対策の現状でございますが、事務利用開始前に、事務利用担当者、責任者全員に研修を実施し、所定の対策を確実に実施していることによりまして、日々チェックを実施しているわけでございますけれども、現在のところ問題は発生しておりません。

それから(3)の課題でございますけれども、先ほどの利用状況でもご説明したとおり実際の利用率がかなり低いということでございます。徐々に増えてきてはおりますが、住民票の写しの提出が不要になっていることをまだ十分周知できてないのではないかと考えますので、一層の広報活動をこれから行ってまいりたいと考えております。利用状況の説明は以上でございます。

(栗林会長)

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関しまして、質問、意見等がございましたら、発言をしていただきたくお願いいたします。いかがでしょうか。

では、質問がないようですので、この件につきましてはこれで終了させていただきます。長野県においては、引き続き適切な運用・利用をされるように審議会としてもお願いしておきます。

次に県から前審議会において旅券発給事務への利用についての報告がなされ、県は準備を進めています。先ほど、地方事務所の現場も視察しました。会議事項2の「旅券発給事務への本人確認情報の利用について」ですが、事務局から説明をお願いします。

(市町村課 田中企画幹)

それでは8ページをお開きください。資料4でございます。「旅券発給事務への本人確認情報の利用について」ですが、先ほどご説明した32の法律による事務のうち旅券法に関する事務について住基ネットの利用をしていくものでございます。

現在パスポートの申請につきましては、記載されている住所等が正しいかなど本人確認を行うために住民票の写しを添付していただいております。新たに旅券窓口に住基

ネットの専用端末を設置することにより、住民票の写しの添付を不要にするというものでございます。

1の利用開始時期でございますけれども、申請者の方の利便の向上ということで、できるだけ早く行っていきたいと考えていたところでございますけれども、先ほどもありましたように、広報とか周知の期間を十分とっていきたい。また、当然に職員への研修とか指紋認証の登録等セキュリティ対策を、県庁において実施したものと同様に行っていききたいということで、少し時間をおきまして、5月12日（月）ということにしております。

2の業務端末の設置台数でございますけれども、先ほど長野地方事務所でご覧いただきましたが、旅券発行の窓口は10の地方事務所と南佐久ふるさと応援ステーション、これは南佐久郡の小海町にあります。この11箇所、そして県庁の国際課でも統括するということで1台、利用件数等を見まして、合計14台設置することとしております。

3の研修計画でございますけれども、事務利用を開始する前に全ての研修を実施していきたくて考えております。また、利用開始後におきまして、自己点検、内部監査の実施をしていくように考えております。

それから4の住民票が不要になることの周知ということでございますけれども、できるだけ大きく宣伝をしていきたくて考えております。旅券発給申請案内への印刷のほか住民票の発行窓口である市町村役場、それから地方事務所の窓口等に案内の掲示をさせていただくとともに、ホームページ等で広報を実施していくなど、十分な周知を図っていきたくて考えております。

5の規定の改正でございますけれども、現在県庁でこの1月から実施しているもので使用している規定が7つ程ございます。次の9ページにかけて書いてありますが、現在の規定に現地機関に関する規定、項目を追加する改正を行っていきたくて考えております。それから9ページの4の規定でございますけれども、新規に現地機関での県事務への利用に関する要領を、3にございます県本庁舎と同様に策定していきたくて考えております。

いずれにいたしましても、住基ネットの端末機の操作者が増えることとなりますが、その分管理者とか責任者も増え、今までどおりのセキュリティ対策を実施する中で、住民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

(栗林会長)

それでは、ただいまの説明に対しまして、質問、意見等ございましたらご発言願います。

(堀内委員)

簡単なことでの質問で恐縮です。この利用は、他県でも既に実施されておられますので、その調査をされたことと思うのですが、その中で住民から非常に便利だという評価が多いのか、それともちょっと不便だというように思われることがあるのかについてお聞きしたいと思います。不便な面があるとすればそこは是正していかなくてはいけないところですし、ないとすれば広報を徹底的にやれば良いという話になるので、その辺りの他県の事情を知りたいということが一つ目でございます。

2点目の質問は、台数14台の内訳が、長野・松本は各2台、他の地方事務所は各1台ということになっているわけですが、これは導入当初ということでこうなのか、あるいは

端末を扱う職員数を限定したほうがセキュリティが守られるからといった適正さを考えて設定されたのかどうか、その辺りをお聞きしたいと思います。

(栗林会長)

それでは、事務局からお願いいたします。

(太田国際課長)

国際課長の太田でございます。他県は、単純に言いますと便利になったという声は聞いております。導入については、一生懸命にまず広報をするということが大事と思っております。それで、端末の台数ですけれども、これにつきましては長野・松本が2台となっておりますけれども、これは旅券の申請件数が他所の倍近くあるということで、2台にしたということです。

(堀内委員)

最初の質問に対するお答えに関しての確認ですが、利用者が住民票コードを知っている分には非常に便利だと思うのですが、そうでない場合に、例えば、ちょっと文字が違ったとか、大字を入れなかったとか、というようなことでのトラブルというのは、それほど大きな問題ではないと考えられるわけでしょうか。

(太田国際課長)

カードを持っているとすぐに出るわけですが、そうでない場合は打ち込むという作業がかかりますので、その分若干時間はかかるのかなと思っておりますけれども、それを見ましても、大したことではないと聞いております。

(堀内委員)

ありがとうございました。今後システム運用の上で確実にセキュリティを守るといことと、利便性を図るといところは、ある種相反する部分があつて、あいまい検索を許せば、利用者には便利になるけれども、そうするとセキュリティが守られなくなるというようなことがあつて、今後の課題ではないかなと思つたものですから発言させていただきました。それから台数の件はわかりましたが、これは今後増やす必要があるということでしょうか。各地方事務所1台で当面いくということですか。

(市町村課 田中企画幹)

地方事務所におきましては、長野・松本が2台、ここが2台で足りるのかというのはありますけれども、他の地方事務所につきましては、1台で十分足りるという計算をしております。

(堀内委員)

ありがとうございました。

(栗林会長)

堀内委員、それでよろしいでしょうか。

(堀内委員)

はい。

(栗林会長)

今の堀内委員の意見につきましては、事務局においても今後の課題として検討していただくようお願いいたします。他に質問、意見はございますでしょうか。はい、金子委員。

(金子委員)

教えていただきたいのですが、これから住基ネットでサービスをするにあたって、想定する件数の全件と、そのうち他県の状況から想定されるパーセンテージがわかっているらっしゃいましたら、教えてください。

(太田国際課長)

はい。本県の旅券の発給件数は、平成18年度も19年度も概ね6万件ございます。そのうちにどのくらい利用するのかということについては全国の状況を調べたのですが、90パーセント以上という都道府県が20県ございます。回答を頂いた都道府県が33ございまして、その平均利用割合が85.6パーセントという数字でございます。本県もそのくらいの数字にはなるのかなと思っております。

(栗林会長)

よろしいでしょうか。

(金子委員)

はい。

(会長)

他に質問、意見ございますか。どうぞ、関委員。

(関委員)

セキュリティの関係で教えていただきたいのですが、まず、研修については8ページの真ん中あたりに4月中旬に行われると書いてあるのですが、これは、利用開始後はどういう感じで開催されるのでしょうか。次のページにそれに若干関係する規程があるようですが、頻度とかがどうなっているのか、というのが1点です。

2点目は、内部監査を行うというのが8ページの真ん中に書いてあるのですが、一方9ページの規程を見ると、外部監査もやるようなルールになっているのですが、外部監査についてはどのような予定になっているのか、内部監査と併せて、その頻度とかの考え方を教えてほしいと思います。

3点目が、そういう内部監査、外部監査の結果をシステムのセキュリティの責任者というか管理者に報告されるような仕組みがなされるべきだと思うのですが、その辺のルールがどうなっているのか。さらに対策をする責任者は誰なのかということと、結果として何か問題があればそれを対策とか施策に反映していくためのフィードバックが必要だと思うのですが、その辺のルールがどうなっているのか、教えていただきたいと思います。以上、3点です。

(市町村課 田中企画幹)

まず、監査のお話でございますけれど、内部監査につきましては私たちの規程の運用を設けてございまして、そこでは年1回の頻度とさせていただいております。外部監査につきましては、地方自治情報センターや総務省で外部監査用の費用等を負担いただける枠がございますが、その枠上今のところ頻度等を設けておりません。1年に1回よりちょっと長い頻度になってしまうと思います。

それから、責任者は誰かというご質問でございますけれど、まず、規程につきましては、県庁実施の、前審議会におきましてご承認いただいたものですが、それはそのまま生きております。その現地機関バージョンということでございますけれど、まずパスポートにつきましては所管する地方事務所の課長が事務の利用責任者になることになっております。そこで問題が起きた場合の非常時の報告等につきましては、現在、緊急時対応計画等で決められたルールに基づきまして、前回の審議会でご審議いただいたときにもご意見をいただいているわけですが、副知事をキャップとし、その下に企画部長と総務部長を副とした実働のあるセキュリティ会議を設けて対応していくということでございます。ただ、何かあって対応する場合には本当に緊急を要するわけですので、即時連絡体制をとりながらやっていくという規程にしております。

(栗林会長)

1点目の利用開始後の研修についてはどうですか。

(市町村課 田中企画幹)

資料にございますセキュリティ対策研修会の開催につきましては、まず開始前と、それから担当者が年の中途でも変わる場合がございますので、担当者が変わればその都度研修会を開いていくということにしております。ほぼ、1年に1回は行うという研修にさせていただいているところでございます。よろしいでしょうか。

(関委員)

今のお答えに関してコメントですが、研修については、おそらく同じ人が継続して操作を担当するとしても、最低でも1年に1回はやらないとまずいかなと思ってございまして、可能であれば1年の中にもう1回くらい別の観点からの内容も加味して研修をやるというのが望ましいように思います。これは、一つの提案でございます。

それから、監査につきましては、確か外部監査も年に1回くらいやっていくというようなお話で、そのための予算も確保し、そういった運用をしないと、そもそも住基ネットを

利用すること自体、認められませんよという話で今までの審議会に来ていたと思うのですが、予算が確保できないのでセキュリティが甘くなるというのであれば、それは利用そのものを見直すべきだと思いますので、それは再検討をお願いします。

それから、システム全体の責任者というのが先ほどの説明でよくわからなかったのですが、これは各地方事務所の担当課長というような話ではなくて、例えば外部監査をいつやるとか、あるいは結果に対して対策をしなければいけないとすれば、そのことについて責任を持つ人がこの旅券業務に係るシステムについてはこの人という形できちんと決めておいて、その人に情報が集まるように、また、アクションがきちんと取れるような形にすべきだと、これはルール上もそうすべきだと思いますが、そのあたりよろしくをお願いします。

(栗林会長)

関委員、今のは意見ということよろしいでしょうか。

(関委員)

はい。

(栗林会長)

では、意見として、最低年に1回、また別の角度から2回くらい研修会を開いてほしい、2回が好ましいということ。それから、外部監査についての意見。責任の所在についての意見。この3点の意見について、関委員の意見という形でありましたので、これについてもお含みいただいて適宜運用されたいと思っております。それで、関委員、よろしいでしょうか。

(関委員)

はい。

(栗林会長)

他に何かご発言はございますか。事務局で何か補足説明がありますか。

(市町村課 田中企画幹)

はい。セキュリティの全県の責任者は副知事にしてございます。副統括責任者が先ほどご説明しましたとおり総務部長と企画部長ということにさせていただいておきまして、現地機関における端末機の操作責任は現地の担当課長が負っているという趣旨でございます。

(栗林会長)

他に質問、意見ございますか。

それでは、ご発言もないようでございますので、この旅券発給事務についてはこの辺で終了したいと思います。

続きまして、会議事項3の「国の機関等への本人確認情報の提供について」でございます。これについて事務局から説明をお願いいたします。

(市町村課 田中企画幹)

続きまして、資料の10ページにございます資料5でございますが、「国の機関等への本人確認情報の提供について」ご説明いたします。国の機関等への情報の提供に関する住民基本台帳法の規定は、法第30条の7第3項で、都道府県知事は別表第1に掲げる事務に関し国の機関等から求めがあったときは本人確認情報を提供するものとする、となっております。別表第1には、国の機関や法人による127の事務が定められておりまして、既に全国で38事務につきまして全国ベースで提供されております。その中で2にございますが、地方公務員災害補償基金長野県支部から今回本人確認情報の提供の求めがあったわけでございます。地方公務員災害補償法によります公務上の災害を補償するものでありまして、県支部での業務はご遺族に支給する年金の現況調査の事務ということでございます。この事務について、各都道府県の支部で行っているということだそうでございます、既に本県以外のすべての都道府県で各支部に対し情報提供がされております。ただ、長野県支部といたしましては、本県が住基ネットをこれまで利用していなかったということから、提供の求めを避けていたように聞いておりますが、今回、県が1月から利用を開始したということ踏まえまして県支部で請求してきたということでございます。提供件数は、年1回の定期確認、そのほかに新規も含めまして年間約110件が見込まれております。下の図でございますけれど、これまでは年金受給者が現況届を返送する際に住民票の写しを添付する必要があったわけですが、住基ネットを利用することによりまして、役場で住民票の写しを取得していただく手間が省けるということになるわけでございます。

11ページをお開きいただきたいと思っております。3の請求に対する県の方針でございますけれど、年金受給者の負担軽減や団体の事務の効率化に役立つということ、また既に本県以外では充分実施されているということでございますので、県の事務利用と同様にセキュリティ対策を実施した上で本県としても提供していきたいと考えております。(2)の提供方法ですが、県庁内でございます既存の住基ネット業務端末の使用を地方公務員災害補償基金の県支部の職員にも認めていきたいと考えております。その際のセキュリティ確保策といたしまして、(3)にございますとおり県の管理規程を適用させていただくことは当然でございますけれど、併せて研修、それから監査の実施について協定を締結する中で実施していきたいと考えております。提供開始の時期でございますが、協定を締結した上で研修を実施して5月1日からと考えております。住基法では、先ほど申しましたとおり、求めに対して提供するものとなっておりますけれど、セキュリティ対策を万全にするということを両方で意思統一した上で適正な運用をしていきたいと考えております。説明は以上でございます。

(栗林会長)

ただいまの説明に関しまして、質問、意見等ございますでしょうか。どうぞ、関委員。

(関委員)

地方公務員災害補償基金内でのセキュリティ管理の状況というのは、どの程度、県側で把握されているのでしょうか。それともう一点確認ですが、監査の実施というのがありますが、この監査の実施あるいは研修の受講というのは、県が行う監査、県が行う研修と

いうのを基金にも適用するでしょうか。

(市町村課 田中企画幹)

説明が不十分でしたけれど、この県支部というものは県の総務部職員課の中にございまして、県の職員が兼ねて仕事をさせていただいておりますので、職員におきましては、県のセキュリティポリシーを適用しているような状態になっております。管理する者は職員課長ということで、今現在、既に1月から実施しております年金の利用に関しても職員課長が管理を行っているところでございます。それから、研修につきましても、県の規程に基づく研修に参加するという協定を結んで行っていきたいと考えております。

(関委員)

監査も県がやるということですか。

(市町村課 田中企画幹)

はい。内部監査も県が監査をさせていただくということでございます。

(関委員)

わかりました。

(栗林会長)

よろしいでしょうか。他に質問、意見はございますでしょうか。

他にないようでございますので、この件についてもこれで終了させていただきます。この件についても、県の情報提供先の国の機関においては、適切に運用していただきたいと審議会としては考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、会議事項4にまいります。「本人確認情報の独自利用の検討について」でございます。これにつきましても事務局から説明をお願いいたします。

(市町村課 田中企画幹)

それでは、資料の12ページをお開きいただきたいと思います。資料6「本人確認情報の独自利用の検討について」説明申し上げます。まず、都道府県による利用についての住民基本台帳法の規定でございますが、先ほどご説明したとおり法の第30条の8第1項第1号におきまして別表第5に掲げる事務を遂行するときと、第2号におきまして条例で定める事務を遂行するときに、本人確認情報を利用することができるとされております。この規定に基づきまして、独自に条例を制定して住基ネットを利用している都道府県は、その下の2にありますとおり現在14の都県でございます。具体的な利用事務につきましても、それぞれ各県の条例で定めているところですが、その事務の数というのはご覧のとおり様々になっております。

次のページをご覧くださいと思います。本県におきましても住基ネットを利用することによりまして、県民の皆様の負担軽減、それから県の行政運営の効率化という部分が図られるという事務につきましても、独自に条例を制定して利用していくことを検討して

まいりたいと考えております。(1)に利用する事務を選定する条件を記載してございます。アといたしまして、県の条例や規則で住民票の添付等を依頼している事務ということでございますが、それを住基ネットの本人確認情報、すなわち氏名、生年月日、性別、住所、この4情報でございますけれど、これを利用することによりまして住民票の添付等が不要になる事務であること。それからイといたしまして、県が市町村に対しまして住民票の交付や住基台帳の閲覧等を公用で請求している事務で、住基ネットの利用によりそれらが不要になる事務であること。ウといたしまして、アとイの事務のうち既存の県庁内端末機を利用する事務、県庁で行える事務ということで、これはまだ現地機関での対応が始まっていないのでこのような形を考えております。県庁内端末機を利用する事務で、なおかつ年間を通じて100件以上くらいの利用が見込まれる事務であること、この3点を基に選定をいたしました。(2)に選定事務が書いてございますけれど、先ほど申しましたように県庁内端末の利用につきましては、今3ヶ月が経過している中で、問題が生じていないわけですので、県の独自利用につきましても既存の端末に限定して、とりあえずスタートしてはどうか、と考えたものでございます。(2)にございますとおり、退職年金等の支給に関する事務と県税の賦課徴収に関する事務という2点の事務につきまして条件に当てはまるのではないかと考えております。一番下でございます不動産取得税軽減要件確認事務につきましては、現地機関の端末の利用になりますので、5月12日から旅券発給事務で現地機関での利用を開始しますので、そこでの安全面の検証をする中で今後、検討させていただきたいと考えております。

14ページをご覧いただきたいと思っております。選定した事務の、それぞれの流れと住基ネットを利用することによりまして効果について、ご説明させていただきます。下の図でございますが、退職年金等の支給に関する事務でございます。現在は年金受給者が県から送られてくる受給権申立書に住民票の事項について役場で証明をいただいて、その後に県に返送していただき、その市町村の証明を基に受給権の確認を行っているところでございます。住基ネットを利用することによりまして、年金受給者の市町村の証明の取得というものが要らなくなるということでございます。また、年金等を支給の都度、住基ネットで生存確認を行うことにより、年金受給者の死亡による受給権消滅届の提出が遅れた場合に発生する過払いを防止できることとなります。

それから、次の15ページでございます。県税の賦課徴収に関する事務のうち、納税義務者の所在調査、自動車税等減免の調査、滞納者の所在調査の事務でございます。これまで、県から納税義務者に対しまして納税通知書や督促状を送付しておりますが、転居先不明ということで多く返戻されるケースがございます。現在は、県の職員が市町村の役場へ出向きまして、公用で、住民票の写しを取得したり、住民基本台帳の閲覧により転居先の確認を行い、その確認した住所に対し再送付をしているという状態でございます。これが、住基ネットを利用することによりまして、県の職員が市町村役場に出向いての確認が必要なくなり、また、市町村では公用による住民票の交付という負担の軽減が図られると考えております。

続きまして、16ページをご覧いただきたいと思っております。これは、先ほど現地機関での利用ということでの事務でございますけれど、簡単に説明させていただきます。不動産取得税軽減要件確認事務ということでございますが、新築住宅や住宅用の土地を取得した場

合に不動産取得税の軽減を県に申請する際に住民票の写しを添付するという事になっております。住基ネットを利用することによりまして、住民票の写しの添付というものが必要なくなるというものでございます。これは、見込み件数も3200件ということで、それだけ県民の皆様方の負担の軽減が図られると考えておりますけれど、先ほどから申しておりますように地方事務所が受付窓口となってございますので、今後、現地機関での安全面、そういうものを見た中で検討していきたいと考えております。

以上、県が条例を制定した上での本人確認情報の利用ということについてご説明をさせていただきました。県といたしましては、県民負担の軽減、それから行政の効率化のため、これまでと同様にセキュリティ対策を確実に実施した上で、できるだけ早く条例化の手続きを進めてまいりたいと考えておりますけれど、審議会の皆様のご意見をお願いいたします。なお、先ほどの不動産取得税軽減要件確認事務をはじめといたしまして、今後新たに追加したい事務が生じた場合には、改めて審議会の皆様にご意見をいただくこととして考えております。今回は、この4事務につきましてご意見をお聞きしたいということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(栗林会長)

資料等によって詳細な説明をいただいたわけですが、長野県においても今説明いただいたとおり条例を制定して事務を行いたいという意向のようでございます。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からの質問、意見等ありましたらどうぞ。

(堀内委員)

私は提案のあったものについては、効率化の観点からよろしいのではないのかなと思っております。ただ、条例のイメージが少しわかりません。一つ一つについて、すなわち退職年金等の支給に関する事務について一つ、それから県税の関係について一つというように条例ができてくるものなのでしょうか。

(市町村課 田中企画幹)

他県の状況を見ると、条例に事務内容をまとめて記載し、条例自体は一本でやっております。規定は別表形式の県と、それから規則で規定している県とそれぞれございます。条例化の際に検討していきたいと思ひますけれども、いずれにしましても現在ご提案させていただいたこの4つの事務につきましては一本の条例で提案をしていきたいと考えております。

(栗林会長)

いかがでしょうか。

(堀内委員)

拡大解釈ができないようにしておいた方が良くないかなという気がいたします。重要な問題なのでいろいろ決めるときにきちっとした形で表現し、また解釈できるようなものにしておいていただけるとありがたいと思ひます。

それからお願いでございますけれども、やはり県民負担の軽減と行政の効率化ということで、両方とも重要になってくると思いますが、ともすると、行政運営の効率化の方に重みがどんどん行ってしまうのではないかという懸念があります。ぜひ県民負担の軽減というものをいつも念頭に置いていただいで利用するというをお願いいたします。

(栗林会長)

他に質問、意見等ございますでしょうか。はい、関委員どうぞ。

(関委員)

質問でございます。独自利用をしている他の都道府県の状況というのが12ページにございますが、現在14県だけが利用しているという状況で、その中でも1事務とか4事務とか非常に少ない事務の県があって、思ったより独自利用をされている、積極活用している県というのはそれほど多くないと思うのです。ここで説明されている効率化等のメリット以外にデメリットもあるというような判断もあって、こういう状況なのかと思うのですが、他県のその辺の状況について教えていただけませんか。

(市町村課 田中企画幹)

まず、私どもの今回提案しています退職年金と税務の賦課徴収ということで、事務数でいけば2ということになるかと思っておりますけれども、他の県にいろいろお伺いしている中で、特にこの税務事務に関しましては各県とも国の、先ほど申しましたように、県が法律の第30条の8の別表第5に規定してもらえないかという提案は全国ベースで行っているところでございます。法で規定していただけると、各県とすれば条例制定をしなくても利用できるという中で、それがかなわないものですから、それぞれ条例を制定しながらやっているというようにお聞きしております。ただおっしゃるとおり、まだ14都県でございまして、なぜ制定しないのかについて、制定していない県に対して正式に照会をかけてはございません。

本県としてはメリットがあると考えての提案でございます。これ以外の事務についてはメリットはまだ見受けられないということで今後の検討にしたいと考えております。

(関委員)

法律事項になっていなくても、それが必要であって適切であれば条例を作ってやれば良いと思いますので、なぜ実施していないのかというのはもう少し確認した上で、デメリットがないのかどうか、そういったことを再確認して、この検討を進めるべきだというふうに考えます。

(市町村課 佐藤課長補佐)

ただいまのご質問について補足で説明させていただきます。今14都県で利用しており、残りの県につきましては独自条例を作っていないですけれども、いわゆる検討中、今後条例を制定したいという県が概ね3分の2近くございます。まだ条例制定に至っていないけれども、長野県のように今後検討したいという県が概ね3分の2近くあります。

なぜ、条例を制定しないで今まで来ているかということですがけれども、特に税の条例等につきましては、県の方から市町村の方に対しまして、住民票等を公用で請求できますし、閲覧することができるということで、あえて住基ネットを使わなくても効果は得られるということで、条例制定までしていない、その効果の観点から判断して特に条例制定までには至っていないということを私どもは聞いております。条例を作らなくても対応できますし、セキュリティの関係もあるのであえて作らないという県がほとんどでございます。長野県の場合は、ただいまご説明したとおり、セキュリティ面等から県庁内の端末のみによって対応できる事務のみを今回選定させていただくということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(栗林会長)

ありがとうございました。関委員、意見としてよろしいでしょうか。
他に質問、意見ございますでしょうか。

(金子委員)

少し教えていただきたいのですが、住基ネットの情報には4情報、名前、生年月日、性別、住所があります。それぞれの事務で本人を特定するための情報があると思うのですが、見なくても良い情報もあるのではないですか。例えば、1月1日にここにいたと、あるいはそういう確認をするための情報が必要かと思いますが、ここに5事務ありますが、中にはいらぬ情報があるのかどうかということをお教えいただきたいと思っております。人間ですから見て見ないことにするぐらいのこともあります、それぞれの検索メニューは違うわけではないですよね。

(市町村課 田中企画幹)

今回私ども利用する際に1件1件の人につきまして13ページの下(2)の年間利用見込み件数を全部検索して確認するわけではございませんが、住基ネットのデータと突合して現在の住所がわかるような状態になるということでございます。おっしゃるとおり例えば性別とかにつきましては、特に必要のないデータではございます。ただ同姓同名の方がいる場合など生年月日での確認、また性別での確認という部分も出てきますけれども、基本的には住所、氏名の確認の事務となっております。

(金子委員)

それをお願いですが、私も市町村職員でございますけれども、必要のないものも見るということも含めて、利用される側の立場にも配慮をお願いいたします。

(栗林会長)

他に質問、意見ございますでしょうか

(神戸委員)

質問と意見と両方という形になりますけれども、1番目の事務の退職年金等の支給に対す

る事務で、選定条件のところと関わるのですが、選定条件のところ、年間を通じて一定程度の利用が見込まれる事務として考えていくということで、100件というものの基準が妥当なのかどうか、事務の効率化の観点から100件というのが効率にどこまで役立つのかというのがあるかと思うのです。退職年金等については確かに住民が交通費を使って市町村まで行って証明を取る必要がなくなるという利便性もあると思いますが、件数的には全体の事務に比べますと少ない件数かと思います。効果のところ、14ページの過払い金の防止ですとか、どちらかというと行政側のメリットを重視したご提案なのかなと思いますが、意見としては選定条件の運用に関しても、先ほど堀内委員からもありましたが、県側の事情を重視した形の運用にならないようお願いしたいと思います。

(市町村課 佐藤課長補佐)

ただいま100件というお話がございましたけれども、基本的に郵送させていただきますので、1通あたり80円と私どもカウントさせていただいております。100倍すると8000円になりますので、人件費を使った割合から費用対効果を考えて概ね100という件数で比較させていただいた上で、100件程度という形で線を引かさせていただいております。また行政の効率化だけの観点にならないようにというご指摘がございました。今後新たに利用事務を追加する際には審議会の皆さんにご報告させていただきますが、行政の効率化だけに偏った事務事業にならないかどうかについてもご審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(栗林会長)

神戸委員よろしいでしょうか。他に質問、意見等ございますでしょうか。

この本人確認情報の独自利用という点については、活発な議論をいただいたわけですが、県においては、今後この条例化の検討に際しては行政事務の効率化という点だけではなくて、県民負担の軽減という観点、あるいは関委員が発言されているとおりデメリットという部分についても十分認識し、安全面に配慮して行っていただきたいということが、この審議会の意見の集約となりますので、県におかれましてもその点を十分留意いただきまして、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移ります。「その他」について事務局から報告がございます。

(市町村課 田中企画幹)

それでは「その他」ということで、17ページをご覧いただきたいと思っております。住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要ということで、少しご説明を申し上げたいと思っております。住民基本台帳の閲覧を制限する部分の改正というものは一昨年行われたわけでございますけれども、それに続く改正ということで、住民票の写しの交付制度の見直しがされたものでございます。ここにございますとおり住民票の写しの交付請求につきまして、今までは何人でもという規定になっていたわけではございますけれども、これからはこの(1)から(3)にございますとおり、限定されたということでございます。(1)につきましては改正前と同じでございますけれども、(2)として国、地方公共団体の機関の交付請求が明記されたということと、(3)で(1)、(2)以外であっても、正当な理由がある者の請

求ということで、弁護士さんとか、住民票の記載事項を確認するのに正当な理由がある場合に限定したということでございます。その下にございますように、住民票の写しを交付する際は、自己の住民票をとる場合におきましても、本人確認をすることが規定されたわけでございます。運転免許証とか、写真付の証明書等を提示しないと住民票の写しの交付請求ができないという状況になるわけでございます。その下の転出、転入等の届出におきましても、本人の確認が必要になるということございまして、同じく、写真等がついた証明の提示が必要になります。最後のその他のところですが、不正な交付に対する制裁措置が強化されたということでございます。こうした内容の改正がこの5月1日から施行されるということでございます。これまでに比べまして、簡単に住民票の写しが取れないということで住民の方々に負担がかかる内容ですけれども個人情報保護やなりすましによる悪用の防止のための改正でございます。本審議会の根拠法令の大きな改正ということでございましたので、ご報告させていただきました。

(栗林会長)

ありがとうございました。この点については我々の業界におきましても研修会を設けまして、会員に周知したという経緯もございます。委員の皆様におかれまして質問、意見ございますでしょうか。

ないようですのでこの議題についてもこの辺で終了にしたいと思います。

以上で本日予定されておりました会議事項は終了しました。

他に委員の皆様からのご発言、ご意見等ございましたらどうぞ。

(各委員)

なし。

(栗林会長)

ないようですので、これで終了したいと思います。活発な議論をいただきましてありがとうございました。以上で議事を終了させていただきます。

次回の審議会でございますが、ご審議いただく内容が出た際に日程調整の上ということでもよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(栗林会長)

ありがとうございます。

(司会)

以上をもちまして本人確認情報保護審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。